

【学校保健について】



1 保健室では・・・

- 健康診断、身体測定、保健指導、健康相談、応急処置などを行います。
- お子さんの体と心について、知ってほしいことや学校生活で配慮することがありましたら遠慮なくお知らせください。
- 定期健康診断・身体測定・視力検査の結果等を、測定・検査終了後にお渡ししますので、ご覧ください。

*学校での「薬」(内服薬)の扱いについて

学校は医療の場ではないので、原則として医療用医薬品を使用する行為はできません。医師の指示により、内服薬を持参する場合は、保護者の方の責任において、必ずその旨を担当(学校)に連絡してください。(※市販の薬は不可)
内服薬の保管については、児童本人の所持保管とします。(ランドセルの中等)

2 健康観察について

○家庭での健康観察

登校前のご家庭での健康観察をお願いします。

咳、鼻水、咽頭痛 食欲がない 気分が悪い 吐き気がする 顔色がよくない
頭痛や腹痛がある 等

★欠席の連絡は、必ず始業までをお願いします。

(8時までにはコドモンで、それ以降は電話連絡をお願いします。)

★「早寝・早起き・朝ごはん」を、ご家庭でも心がけてください。

○学校での健康観察

毎日始業前、担任が健康観察を行っています。



3 出席停止について

★次の病気(感染症)にかかった場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いになります。

【出席停止対象の感染症】(学校保健安全法施行規則 第18・19条より)

- *インフルエンザ及びインフルエンザ様疾患
- *百日咳
- *麻疹(はしか)
- *流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- *風疹(三日ばしか)
- *結核
- *水痘(水ぼうそう)
- *咽頭結膜熱(プール熱)
- *新型コロナウイルス感染症
- *その他、医師が出席停止の指示をした感染症(溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎等)

4 健康診断について

【定期健康診断の項目】

身長・体重・視力・聴力・色覚（希望者）
内科健診（結核健診・脊柱側弯検査・運動器健診を含む）
眼科健診・耳鼻科健診・歯科健診
尿検査・心電図検査（1・4年）
これらの項目について4～6月末にかけて実施します。



【学校医の先生方】（令和7年）

内科	宇根 知香（宇根クリニック）	高須町4773-1	Tel 47-4111
内科	小倉 敏（おぐら小児科）	高須町4803-8	Tel 20-2370
歯科	宮本 隆正（みやもと歯科）	三軒家町14-9	Tel 22-8211
歯科	田中 繁和（田中第二歯科医院）	栗原町9650-61	Tel 24-2888
歯科	三藤 聡（三藤歯科医院）	門田町2-39	Tel 23-5533
耳鼻科	宮野 良隆（みやの耳鼻咽喉科）	高須町5737	Tel 47-3387
眼科	湯浅 久美（ゆあさ眼科）	栗原町5901-1	Tel 24-2412
薬剤師	別所 千枝（尾道総合病院）	平原1丁目10-23	Tel 23-3214

5 アレルギー対応について

尾道市では、アレルギー疾患（食物アレルギー・気管支喘息等）のあるお子さんに学校生活において配慮が必要な場合、「学校生活管理指導表」・その他必要な書類を学校に提出していただいています。

提出していただいた「学校生活管理指導表」を参考に、個別のアレルギー取組プランを作成することになっております。

本日まで、Google フォームにて「アレルギー疾患児童生徒の実態調査」について回答していただいています。アレルギー疾患について配慮が必要であると回答されている場合は、「学校生活管理指導表」等、必要な書類をお渡しします。病院に受診して記入してもらい、「学校生活管理指導表」等、アレルギー疾患対応に必要な書類は、2月27日（金）新1年生物品販売の日に、学校へ提出してください。

学校給食における食物アレルギーの対応について

令和8年度から、学校給食における食物アレルギーの対応方法が変わります。基本的に、原因食物を含むメニューを提供するかしないかの二者択一方式になります。

—資料：「令和8年度から学校給食における食物アレルギーの対応方法が変わります」—

6 日本スポーツ振興センターについて(*別紙パンフレット参照)

- 日本スポーツ振興センターは、学校の管理下(登下校を含む)で起きた災害について、治療費や見舞金が給付される相互扶助組織です。災害給付は、治療を受けた翌日から治療の続く限り(10年間)請求できます。
- 給付金は、窓口で1500円以上を支払ったケガに対して、総医療費の4割自己負担金(3割)+見舞金(1割)が支給されます。
- 申請をしてから2~3ヶ月後に支給され、その間は立て替えていただくようになります。
- 入学後全員加入となります。同意書は小学校在学中有効です。(令和7年度掛金460円)
- 学校管理下でけがをして、帰宅後に病院受診された場合は、必ず担任に連絡してください。
- 医療費請求の手続きは、学校で行います。病院等の領収書の提出は不要です。

【給付が受けられない場合】

- 学校管理下でない場合
- 保険点数が足りない場合(500点未満)
- 交通事後等、損害賠償が受けられる場合



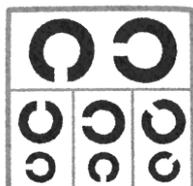
- ★学校管理下のけがについては、乳幼児等医療(中学3年生まで対象)をお持ちでも、保険点数が達していれば、日本スポーツ振興センターを優先します。(尾道市は日本スポーツ振興センターと乳幼児等医療との併用はできませんので、注意してください。)
- ★原則、日本スポーツ振興センターは保護者の方の申請方式となっています。学校の管理下においてケガをして病院受診した場合には、必ず学校にご連絡くださるようお願いいたします。

7 緊急時連絡カードについて

- 学校でケガをした時、体調が悪くなった時、保護者の方に連絡する際に使用します。緊急連絡先・かかりつけの病院・保険証の種類などを正しく記入してください。
(記入例を参照の上、記入もれのないようにお願いします。)

8 その他

- 2月13日(金)に就学時健康診断(視力・聴力)を行います。つきましては、ご家庭でも視力検査のやり方を練習しておいてください。よろしくお願いいたします。(別紙参考)



★丸い輪(ランドルト環)のどこが切れているかを、指できちんと伝えられるように、練習をお願いします。